

兵庫県公報

令和3年12月28日 火曜日 第272号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 行政書士法に基づく聴聞の実施（市町振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の氏名及び住所変更の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	4
○ 市街地再開発組合の理事長選出の届出（市街地整備課）	4
公 告	
○ 落札者等の公示（管理課）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	5
○ 同 上（同）	5
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立美術館）	5
正 誤	
○ 令和3年12月7日付け兵庫県公報第266号中（豊かな森づくり課）	7

告 示

兵庫県告示第1327号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の3第3項及び第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和3年12月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 日時
令和4年1月28日（金）午後2時から午後3時まで
- 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第1号館1階C会議室
- 内容
行政書士美馬一仁（日本行政書士会連合会登録番号12301365号）の行政書士法第10条に違反する事実

~~~~~

### 兵庫県告示第1328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和3年12月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 森津土地改良区

退任役員

| 役員区分 | 氏名 | 住所 |
|------|----|----|
|------|----|----|

|    |         |            |
|----|---------|------------|
| 理事 | 久保田 茂 一 | 豊岡市森津641番地 |
| 同  | 蜂須賀 三 郎 | 同 市森津523番地 |
| 同  | 成 田 市 雄 | 同 市森津878番地 |
| 同  | 福 井 一 夫 | 同 市森津99番地  |
| 監事 | 松 田 達 雄 | 同 市森津211番地 |
| 同  | 藤 原 誠   | 同 市森津876番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 理事    | 久保田 茂 一 | 豊岡市森津641番地   |
| 同     | 成 田 市 雄 | 同 市森津878番地   |
| 同     | 福 井 一 夫 | 同 市森津99番地    |
| 同     | 蜂須賀 三 郎 | 同 市森津523番地   |
| 同     | 田 垣 法 人 | 同 市森津708番地の2 |
| 監事    | 松 田 真 治 | 同 市森津77番地    |
| 同     | 大 坪 進 一 | 同 市森津851番地の5 |



兵庫県告示第1329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の名及び住所変更の届出があった。

令和3年12月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

栗柄土地改良区

1 変更前

| 役員の区分 | 旧 氏 名   | 旧 住 所        |
|-------|---------|--------------|
| 理事    | 井 上 喜久子 | 丹波篠山市栗柄954番地 |

2 変更後

| 役員の区分 | 新 氏 名   | 新 住 所                   |
|-------|---------|-------------------------|
| 理事    | 風 早 喜久子 | 大阪市東住吉区北田辺2丁目12番15—903号 |



兵庫県告示第1330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地環境整備事業）能座地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

また、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年12月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年12月28日から令和4年1月18日まで

3 縦覧の場所

養父市役所



兵庫県告示第1331号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の

規定により、令和2年兵庫県告示第235号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和3年12月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                | 指定を解除する区域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 中谷Ⅱ<br>(210040067) | 豊岡市日高町中（別図46のとおり） | 土石流                 | 別図46のとおり                      |



**兵庫県告示第1332号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第195号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和3年12月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                | 指定を解除する区域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 狼谷Ⅰ<br>(210050003) | 豊岡市出石町奥小野（別図49のとおり） | 土石流                 | 別図49のとおり                      |



**兵庫県告示第1333号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年12月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画道路  
3.5.273号豊川橋山手線
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
川西市絹延町、美園町及び小戸3丁目



**兵庫県告示第1334号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年12月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画道路  
3.4.24号福崎駅田原線